長野市ケア会議 報告事項

中部地域包括支援センター地域ネットワーク会議から提起された地域課題「介護保険料未納により給付制限を受けるケースへの早期対応について」 (令和3年5月20日議題提出)

1. 前回協議内容

介護保険料未納のケースに対して徴収員が訪問の際、認知症の疑われる者、 生活支援が必要な人や経済困窮などの実態がうかがわれるケースについて、包 括支援センター職員が訪問し、早期から予防的介入を行い、給付制限を受けず に済むように働きかけられるような仕組みを整備したい。

・委員より出された意見

介護現場では、介護保険証を見て初めて介護保険料未納になっていることが わかるので、あらかじめ情報があると介護保険サービスの調整にも活かすこと ができる。ぜひ庁内各部署の連携をしてもらいたい。

⇒いただいた意見を踏まえ、庁内の関係部署と連携の可能性を探る。

2. 経過報告

- ・5月20日の運営協議会終了後、介護保険課賦課徴収担当と中部地域包括支援センターにより、今後の対応について協議を行い、次のように対応することしました。
 - ① 徴収員が訪問した際、本人の身体状況及び家の中の様子に変化があるなど 心配な方を見つけた場合には、介護保険課より中部地域包括支援センターに対応を依頼する。
 - ② 中部地域包括支援センターは、地区担当包括に相談内容を伝えて、状況の確認を依頼する。
 - ③ 地区担当包括は、過去の相談状況を確認し、(相談履歴等がない場合には、地区民生委員とも連絡を取りながら、)本人宅を訪問して、本人の状況を確認した上で、必要な支援に繋げるとともに、中部地域包括支援センターへの報告を通じて、介護保険課とも情報共有を図りながら、今後の対応を検討していく。